嘉麻市産業用地バンク登録制度実施規程

（目的）

第１条　この告示は、嘉麻市における産業の用に供する不動産（以下「産業用地等」という。）に係る情報を集約及び登録し、市内に立地を希望する企業等に対してこれを広く公開することにより、本市における不動産の活用及び流動化並びに企業活動の促進を図り、もって地域経済の活性化及び雇用の促進に寄与することを目的とする。

（登録の申請等）

第２条　産業用地等に係る情報を嘉麻市産業用地バンク登録台帳（様式第１号。以下「台帳」という。）に登録を希望する者（以下「申請者」という。）は、嘉麻市産業用地バンク登録申請書（様式第２号。以下「登録申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

⑴　産業用地等に係る登記事項証明書（全部事項証明書）

⑵　公図の写し

⑶　建物に係る平面図・立面図・設計図等の図面

⑷　現況写真

⑸　同意書及び誓約書（様式第３号）

２　申請者は、次の要件を全て満たす者とする。

⑴　産業用地等について所有権を有する者であること。

⑵　嘉麻市暴力団等追放推進条例（平成２１年嘉麻市条例第２４号）第２条に規定する暴力団若しくは暴力団関係団体又は暴力団員若しくは暴力団関係者でないこと。

３　台帳に登録の対象となる産業用地等は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

⑴　市内に存する都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第５条に規定する都市計画区域又は同法第５条の２に規定する準都市計画区域内でおおむね１，０００平方メートル以上の一団の土地であること。

⑵　申請者が産業の用途に供されることを希望する土地及び建物等であること。

⑶　産業用地等が土地及び建物等により構成されている場合は、各構成部分の所有者が同一人であること。ただし、所有者が２人以上となる場合であっても、それぞれの所有者が一体利用されることを前提として共同で手続を希望する場合は、この限りでない。

⑷　地上権、地役権及び賃借権その他の所有権以外の権利が付着していないこと。ただし、これらの権利を抹消し、又は抹消する見込みがある場合は、この限りでない。

⑸　土地の境界に関し、所有権等の権利の帰属について現に争いのない土地であること。

⑹　事業の用途に供することが可能であると見込まれる産業用地等であること。

⑺　その他市長が不適当と認めるものでないこと。

４　産業用地等の所有権が２人以上の所有者に帰属するときは、所有権を有するすべての者が連名で申請し、これらの者から委任された者を手続に係る連絡調整を担う代表者として設定しなければならない。

５　前項の規定は、隣接する複数の産業用地等を一体的に利用することを前提として、それぞれの産業用地等について所有権を有する者の全員が共同で申請する場合において準用する。

（登録の決定等）

第３条　市長は、登録申請書の提出があったときは、産業用地等の現況を実地にて確認し、その内容を審査の上、台帳への登録の適否について決定し、嘉麻市産業用地バンク登録決定（却下）通知書（様式第４号）により、申請者に通知するものとする。

（台帳の整備等）

第４条　市長は、台帳を整備し、前条の規定により決定した産業用地等に係る情報を記録しなければならない。

２　前条の規定により台帳への登録決定通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、台帳の記載事項を変更し、又は抹消することを希望するときは、遅滞なく、嘉麻市産業用地バンク登録内容変更（取消）申出書（様式第５号。以下「変更等申出書」という。）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、台帳の記載事項に変更が生じたとき又は前項の規定により変更等申出書の提出を受けたときは、速やかに、これを更新しなければならない。

４　市長は、前項の規定により台帳の更新を行った場合は、嘉麻市産業用地バンク登録内容変更（取消）通知書（様式第６号）により、速やかに登録者に報告するものとする。

（公開等）

第５条　市長は、台帳に登録した産業用地等（以下「登録不動産」という。）に関する情報について、閲覧及びホームページへの掲載その他の方法により、広く情報を公開するものとする。

２　前項の場合、市長は、引合い申出を促進するために、登録申請者に対して必要な助言及び支援を行うものとする。

（引合い申出）

第６条　登録不動産について登録者との交渉等を希望する者（以下「引合希望者」という。）は、嘉麻市産業用地バンク登録不動産引合申出書（様式第７号。以下「引合申出書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

⑴　引合希望者が法人にあっては、当該法人に係る登記事項証明書（全部事項証明書）

⑵　国税、都道府県税及び市町村税について未納がないことの証明書

⑶　事業概要が分かる書類

⑷　同意書及び誓約書

２　引合希望者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

⑴　現に事業を営む個人又は法人であり、事業内容（計画中のものを含む。）が各種法令に違反していないこと。

⑵　登録不動産を自己の事業に供することを目的とするものであること。

⑶　登録不動産の転貸及び転売を目的としていないこと。

⑷　国税、都道府県税及び市町村税について未納がないこと。

⑸　嘉麻市暴力団等追放推進条例第２条に規定する暴力団若しくは暴力団関係団体又は暴力団員若しくは暴力団関係者でないこと。

⑹　引合申出書に添付した資料を申請者に提供することに同意すること。

３　次のいずれかに該当する場合は、前項第３号の規定を適用しない。

⑴　引合希望者が宅地建物取引業法（昭和２７年法律第１７６号）第２条第２号に規定する宅地建物取引業を営む者など、登録不動産の仲介及びあっせんを目的として引き合いを希望する場合。ただし、この場合における仲介先又はあっせん先となる新たな引合希望者は、同項各号を全て満たす者でなければならない。

⑵　引合希望者が自ら土地の取得、企画、設計及び施工（外注又は自己建設を含む。）等を一貫して行い、これを第三者に対して賃貸し、又は販売することを目的として引き合いを希望する場合。

４　引合希望者は、登録不動産の現況等を確認するために登録不動産に立ち入る場合等は、登録者の同意を得なければならない。

（手続の委任）

第７条　引合希望者は、当該規定に対する手続きを自己の経営に従事していない者に行わせる場合は、あらかじめその者を代理人と定めた旨を記載した委任状を市長に提出しなければならない。

（引合い報告）

第８条　市長は、第６条の規定により登録不動産について引合申出書の提出があった場合には、次に掲げる要件を確認した上で、嘉麻市産業用地バンク登録不動産引合通知書（様式第８号）に引合希望者の事業概要その他必要書類を添えて、登録者に報告するものとする。

⑴　申請者及び引合希望者の条件がそれぞれ適合していること。

⑵　引合希望者が計画する登録不動産の用途及び事業内容が、法令及び立地環境等に適合することが見込まれるものであること。

⑶　その他事業の目的を達成するために必要な事項を満たしていること。

２　前項の規定による報告を受けた登録者は、必要に応じて、引合希望者との交渉に必要な自己に関する情報を引合希望者に開示するものとする。ただし、引合希望者への情報の開示を市長が行う場合には、その可否について、あらかじめ登録者に確認しなければならない。

（交渉）

第９条　登録者及び引合希望者は、各自の責任において交渉するものとする。

２　市長は、登録者及び引合希望者が行う交渉について関与せず、これによって生じる損害等に関して一切責任を負わない。

３　引合希望者は、引き合いによって得られた登録者に関する情報等について、正当な理由なく他者に漏らしてはならない。また、法令を遵守し、登録者等に対して不利益を与えることがないよう誠実に対応しなければならない。

（登録期間等）

第１０条　登録不動産の登録期間は、登録を決定した日からその日が属する年度の翌年度の末日までとする。

２　登録者は、年に１回以上、登録不動産の現況、権利関係の変動及び引合希望者からの引合いの状況等について、嘉麻市産業用地バンク登録不動産状況報告書（様式第９号）の提出又は電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第６条第１項に規定する電子情報処理組織をいう。）の使用による届出により市長に報告するものとする。その際、登録者から希望があり、かつ、登録不動産の状況に変動がないと市長が認めたときは、前項の登録期間を１年間延長できるものとする。

３　市長は、前項による登録期間の延長を決定した場合は、嘉麻市産業用地バンク登録期間更新通知書（様式第１０号）により登録者に通知するものとする。

（その他）

第１１条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。